

Title	カール大帝による「ローマ人のパトリキウス」称号の受容をめぐって
Sub Title	Acceptance of the title "patricius Romanorum" in Charlemagne's charters
Author	真川, 明美(Shinkawa, Akemi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.3 (2016. 10) ,p.43(239)- 72(268)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20161000-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カール大帝による

「ローマ人のパトリキウス」称号の受容をめぐつて

真川 明 美

序

カール大帝（七六八―八一四）は四六年の治世で一六
四通の国王証書を残している。⁽¹⁾それらの証書のインテ
イ

トゥラテイオ⁽²⁾は王の地位とともに変化し、王位に就いた
当初は「神の恩寵によるフランク人の王にして貴顕の士
カール（Carolus gratia dei rex Francorum vir illustris）」
だったのが、七七四年六月にランゴバルド王国を征服し
た後は「神の恩寵によるフランク人とランゴバルド人の
王（Carolus gratia dei rex Francorum et Langobar-
dorum）」と変わり、さらにその一カ月後にはそれに
「ローマ人のパトリキウス（patricius Romanorum）」が
加わり「神の恩寵によるフランク人とランゴバルド人の
王にしてローマ人のパトリキウス」となる。この新しい

インテイトゥラテイオは以後皇帝に戴冠される八〇〇年
までの基本形となるが、すぐに定型となったわけではな
い。初めて国王証書に現れてから完全に定着するまでに
約二年の歳月を要している。

「ローマ人のパトリキウス」という表現は、八世紀の
教皇が初期のカロリング君主に送った書状の宛名部で用
いた呼称で、七五五年に教皇ステファヌス二世がピピン⁽³⁾
三世、カール大帝、カールマンに贈ったのが最初である。
以後、パウロ一世、ステファヌス三世、ハドリアヌス一
世と続く教皇が常套句として用いてきた。教皇がこの名
称を彼らに対する宛名として採用したことについては、
その採用の意図をめぐり、起源ならびにその意味と合わ
せて今日まで様々な議論がなされてきた。⁽⁴⁾なかでも「ロ
ーマ人のパトリキウス」の解釈については実に多くの研

究がなされてきた。⁽⁵⁾しかし、こうした研究の多くは「ローマ人のパトリキウス」の意味とそれが教皇によって授与されたことに議論の中心が置かれ、カロリング君主がそれをどのように受容したのかを論じた研究はまだ十分とは言えない。

本稿はそのような事情から「ローマ人のパトリキウス」を授与されたカロリング君主がこの称号をどのような受け止めたのかを考察しようとする試みであり、それによりフランク王の「ローマ教会」に対する認識の変化をたどることができると考える。この称号はビピン三世とカールマンとカール大帝の三人に贈られた称号である。しかし、前二者はそれを名乗ることはなく、採用したのはカール大帝のみである。カール大帝は教皇からの要請に応え、七七四年、教会に脅威を与えていたランゴバルド王国を征服する。このランゴバルド征服は「脅威の排除」という「一過性」の行為であるのに対し、国王証書に「フランク人とランゴバルド人の王」と並べて「ローマ人のパトリキウス」と記したことは、「教皇との約束」を果たした証というだけでなく、「持続的」にローマ人に対する責任を引き受けることを了承した証とみることができ。それはフランク君主と証書の受領者のみ

ならずローマ教皇およびローマ人との関係が新たな段階に入ったことを意味する。第一部では、三人のカロリング君主（ビピン三世、カールマン、カール大帝）が国王証書のインテイトウラテオでどのように名乗ったのかを比較し、フランク君主の自己認識の変化をたどる。第二部では、教皇がカロリング君主に与えたこの称号が具体的に何を意味するのかを明らかにするために「パトリキウス」の起源に遡り、それが扱われてきた過程を検討する。第三部では、「ローマ人のパトリキウス」を採用しなかったビピン三世と採用したカール大帝を比較し、この称号がカール大帝のインテイトウラテオに定着するに至った理由を探る。

一 ピピン三世・カールマン・カール大帝の国王証書のインテイトウラテオ

カロリング初期の王が発給した証書は、モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ (MGH) の証書部門から刊行されている。⁽⁶⁾ここには、ビピン三世の名によるもの四二通（証書一―四二番）、息子のカールマンの名によるものが十二通（証書四三―五四番）、カール大帝の名によるものが二六二通（証書五五―三二六番）⁽⁷⁾収められ

ている。そのうち、ピピン三世に関しては、原本六通を含む三〇通は、証書全体もしくはその核となる部分が真正文書、十二通が偽造文書とされる。カールマンの場合は十二通のうち、加筆・修正された一通を含む六通が原本あるいは写しで、残りが偽造文書となる。カール大帝は、二六二通のうち四一通が原本、一通が原本の草案、一二二通が写し（加筆・修正を含む）、九八通が偽造文書である。これらの国王証書のインティトゥラテイオでカール大帝のものにはピピン三世のそれと決定的に異なる点がある。それは「神の恩寵による」という補語と「ローマ人のパトリキウス」という新たな肩書が加えられていることである。三人の国王証書のインティトゥラテイオは次の四つの型に分類できる。基本要素は個人名（例）Pippinus、王の称号（職務）|| rex Francorum、名誉称号（地位）|| vir inluster の三つである。

タイプ 1 個人名 rex Francorum vir inluster

タイプ 2 個人名 gratia Dei rex Francorum vir in-

luster

タイプ 3 個人名 gratia Dei rex Francorum et Lan-

gobardorum (vir inluster)

タイプ 4 個人名 gratia Dei rex Francorum et Lan-

gobardorum ac patricius Romanorum (vir inluster)

なお、本稿はカール大帝が「ローマ人のパトリキウス」を採用するに至った経緯を主題としているので、皇帝に戴冠された八〇〇年以降の証書については取り扱わない。

〔タイプ 1〕

ピピン三世の証書三〇通のうち二七通がこの型である（rex Francorum と vir inluster の語順が入れ替わったものも含む）。残りのうち二通はこの型に「神の恩寵による」が追加されたタイプ 2（二四、二八番）で、最後の一通は似た意味の「神の慈悲による（ordiante dei clementia）」が添えられている（十五番）。カールマンの場合は二通（四三、四四番）がこの形式で、カール大帝の場合は初期の四通（五七、五八、六一、七〇番）のみである。この型は、メロヴィング君主が名乗った「フランク人の王」に、カール大帝の先祖のアルヌルフ一族が用いた「貴顕の士（vir inluster）」を加え創り出された独自のものとされる。⁽⁹⁾

〔タイプ 2〕

カールマンは在任期間三年と短く、伝えられる証書の

カール大帝による「ローマ人のパトリキウス」称号の受容をめぐって

数も少ない。原本とされる六通のうち、タイプ1の二通を除く残り四通(四五―四七、四九番)がこの型である。カール大帝の場合は、七七四年にランゴバルド王国を征服する直前の証書七九番までのタイプ1を除いた残り、八五番がこの形式である。

「タイプ3」

これは新たに制圧した集団を従来の支配集団に吸収せず併記した西ヨーロッパの王には稀な形式である。この型が最初に現われるのは証書八〇番で、最後は一一〇番である。この間発行された証書三一通(延べ数三二)⁽¹⁰⁾のうち、タイプ3が十九、タイプ4が十二である。したがってこの期間をタイプ4への移行期とする。

「タイプ4」

この形式は七七六年以降、八〇〇年の皇帝戴冠直後(証書一一一一―一九六番)まで、わずかの例外を除き定型となる。

カロリング君主のインテイトウラティオはその版図の拡張に伴い、上記のように新たな肩書を加え変更されてきた。そのいずれの場合も共通するのは、王であれ、パトリキウスであれ、それがどのような集団に対してのものであるかを明記している点である。最初は「フランク

人の」、そこへ「ランゴバルド人の」が加わり、最後は「ローマ人の」が付け加えられる。それによって支配者(保護者)と被支配者(被保護者)が一目瞭然となる。

このように統治する者だけでなく、統治される者も明示されるのは、後者が前者の「権威の創出」に不可欠な要素だからだと考えられる⁽¹²⁾。王位を主張する者は「王」と名乗るだけでは不十分で、信頼に足る軍事力を備え、その集団の有力者と臣民に受け入れられて初めて「王」たりえる⁽¹³⁾。一方、臣下となる(統治される)者も、集団名が示されることにより、彼らと王との関係を確認できた⁽¹⁴⁾。イルダール・H・ガリプツァノフは「フランク人」と示すことで、彼らが「選ばれた民」であることを思い起こし、それによって彼らに課せられた軍事的な義務とカロリング君主の軍人としての特性が呼び起こされる仕掛けとなっているという⁽¹⁵⁾。「フランク人の王」が用いられるようになったのはメロヴィング期の六世紀からで、ピピン三世がそれを継承し、カールマンもカール大帝もそれに倣った。王位への昇進を正当なものともなされたカロリング君主としては当然であろう。しかし、その伝統もタイプ3で絶たれる。二つの民族名を併記し、対等な「民」として扱ったからである。それは従来のフランク

的政治との決別であった⁽¹⁷⁾。同時に、新しく併合した土地の聖俗支配者層（エリート）の忠誠心を勝ち取るために必要な措置でもあった⁽¹⁸⁾。

二 「ローマ人のパトリキウス」

ここでは「ローマ人のパトリキウス」誕生の経緯をたどる。「パトリキウス」の具体的な意味については後述するが、この文言が称号として用いられるようになった当初、それを「授与」できたのは皇帝のみであった。それゆえ、教皇によるフランク王へのこの称号の授与は、皇帝に対する明らかな侵犯行為と受け止められている⁽¹⁹⁾。

(1) 「ローマ人」とは誰か

まず「ローマ人」とは誰なのかを定義しておきたい。「ローマ人のパトリキウス」は教皇から発せられたもので、教皇が書簡のなかで度々言及している「聖ペテロの民（*peculiaris populus beati Petri*）」つまり教皇が主張する「教会の土地」に住み、彼によって統治され、保護され、指導される民と解するのが妥当と思われる。それは、単にローマ市および周辺地域に住む者だけでなく、後に「教会国家（*res publica Romanorum*）」となるイタ

リア半島中部に住む人々すべてを含んでいたと考えられる。したがって、教皇が言う「ローマ人」に半島の外に住む人々が含まれていたとは考えにくい。この認識は一人教皇だけのものではない。クレメンヌス・ガントナーによれば、シリア語とラテン語の話し手は、帝国の中心に住む人々をローマ人ではなく「ギリシヤ人」と識別していたという⁽²⁰⁾。一方、そのギリシヤ人は「自身を『ローマ人』と呼ぶことを好み、そのことに誇りすら覚えていた⁽²¹⁾」。帝国臣民の自己認識がこのようであったとすれば、教皇がフランク王に与えた「パトリキウス」だけでなく「ローマ人」も皇帝にとって問題のある表現である。

(2) 「パトリキウス」の起源とその変遷

「パトリキウス」の起源は、コンスタンティヌス一世（在位三〇六一—三七）が「名譽」職として帝国の位階に組み込んだことに遡る。その時から当該のこの時代まで、この称号は「名譽称号」、「特別な誉れ」とみなされたが、実体を伴う位階としては存在しておらず、この称号を付与されたからといって、実在の高位高官のように裁判権を伴う職位に就くことはなかった。そして、この称号を

誰に与えるかということとは皇帝の自由裁量だった。この名譽称号は、ビザンツ帝国民のみならず、異国の有力者たちにも彼らを一般の異国人から区別するという目的から授けられた。例えば、クロアチア・ダルマチア王クレジミール (Kresimir) 三世の妻は「パトリキッサ」と「パトリキウス」の女性形で呼ばれている。⁽²²⁾ また、カール大帝に追われて七七四年にコンスタンティノープルに逃亡したランゴバルド王デシデリウスの息子アダルギスもこの称号を受けている。⁽²³⁾ ガンスホーフによれば、この称号は、皇帝と服従関係にある「未開人」の長との関係構築のために創り出されたものだと⁽²⁴⁾いう。

こうした授与を「一般的な意味」の「パトリキウス」とするならば、これとは異なる「特別な意味」の「パトリキウス」が存在する。それはイタリアで *magister militum* と結びつき発展した「パトリキウス」である。ヴェイルヘルム・エンスリンスは次のように説明する。「五世紀、イタリア半島で『パトリキウス』は皇帝に次ぐ軍の最高司令官という意味を帯び、西ローマ帝国末期のローマ化したゲルマン人将軍アエティウス (Aetius : 三九一—四五四) やリキメール (Ricimer : 四〇五—七二二) の時代にはパトリキウスは副皇帝と同等とされた。同じ

意味はオドアケルのパトリキウスにも認められる。しかし、東ゴートのテオドリックによるオドアケル暗殺によりこの称号はいったん姿を消す。そして、彼の死後、*Patricius praesentalis* という形となって再び姿を現した。この特別な「パトリキウス」はイタリア人に忘れえぬ記憶となり、東ゴート王国が滅び、皇帝が再びこの称号の付与権を獲得すると、民衆と軍の指揮権は一つに統合される。その結果、イタリアに総督府を設置したとき、総督は『パトリキウス』の継承者となった⁽²⁵⁾。つまり、コンスタンティヌス一世が採用した「パトリキウス」とイタリア半島で広まった「パトリキウス」の意味は別なものということになる。

イタリアに総督府が設置された正確な時期はわかっていない。総督 (*exarchus*) という言葉が最初に文書に現れたのは、教皇ペラギウス二世 (在位五七九—九〇) の五八四年一〇月四日付の手紙のなか⁽²⁶⁾においてである。最初の総督は軍司令官ナルセス (*Narses magister militum*, 四七八—五七三) とされる。⁽²⁷⁾ 「軍司令官 (*magister militum*)」とは、コンスタンティヌス時代に帝国の要職にある者に与えられるようになった役職名である。その頃、この名を与えられていた者は帝国全体で八名にすぎなか

った。⁽²⁸⁾しかし、時代が下るにつれ、その価値は公 (dux) と同程度となった。ナルセスの時代にこの役職がどの程度の価値を持っていたのか不明だが、同時代の詩人兼歴史家のアガティアス (五三〇—八二) や歴史家のプロコピウス (五〇〇?—六五?) は彼を「ローマ軍の司令官」と呼んだだけだが、教皇ベラギウス一世 (在位五五六—六一) は「イタリアのパトリキウスにして公 (patricius et dux in Italia)」と呼んでいる。⁽²⁹⁾時代が下り、「パトリキウス」は「軍司令官」と同程度の敬意を持つ語と認識され、帝国の中心から離れた場所で使われるうちにさらにその意味は変化した。いまや「パトリキウス」はイタリア総督Ⅱラヴェンナ総督だけに限定された称号ではなかった。ビザンツ領スペインを統治する公やエジプト公、さらにはシチリア総督も「パトリキウス」と呼ばれた。⁽³⁰⁾ルド・M・ハートマンによれば、すべての総督がパトリキウスだった。⁽³¹⁾

「パトリキウス」の称号を持った人物は、帝国領域外のイタリア半島、プロヴァンス、ブルグンド、フランク王国北部でも見られる。イタリア半島では、最初はベネヴェント公で後にランゴバルド王となるグリモアルド一世 (在位六六二—七二) もこの称号の保持者である。⁽³²⁾プ

ロヴァンスのパトリキウスは東ゴート王国のテオドリク一世 (在位四九三—五二六) の治世に遡る。五〇〇年頃、テオドリクはオドアケルの忠臣だった一人のローマ人を「パトリキウス」と呼んでいる。さらに、五〇七年から翌年にかけて、クロヴィス一世に占領されていたプロヴァンスはテオドリクによってフランクから切り離され、ガリア総督 (praefectus praetorio Galliarum) にリベリウスを指名する。リベリウスの肩書は「プロヴァンス総督にしてパトリキウス (praefectus Provinciae et patricius)」である。ブルグンド、アウストラシアを治めていたテオドリク二世 (在位五九三—六一三) の宮宰プロタディウス (六〇四—五) もこの称号を持っていた。ダゴベルト一世 (在位六二二—三九) の代にはリプアリア統治者 (Ducatus Ribuariae) も同様である。⁽³³⁾六四一年にネウストリア、六四二年にブルグンドの宮宰となったエルキノアルドもこの称号の保持者である。⁽³⁴⁾メロヴィング朝の宮宰だったカール・マルテルも、グレゴリウス二世がボニファティウスに宛てた書簡のなかでこの肩書で呼ばれている。⁽³⁵⁾それゆえイングリッド・ハイドリッヒは、「パトリキウス」は、エルキノアルド以来、「宮宰」という官職名と同義だったのかもしれないとしてい

る。⁽³⁶⁾さらに、カール・マルテルとその異母兄弟キルデブラントを軍事支援したノヴァレーザ修道院の創設者アツボもプロヴァンスの「パトリキウス」だったと思われる。⁽³⁷⁾大陸の外、イングランドでもこの称号は用いられた。マームズベリー修道院長アルドヘイムの七〇五年の贈与文書には「パトリキウス・エセルフリード」、マーシア王エセルバルドの七四二年の証書には「パトリキウス・オフア」、同じく七四九年の証書には「パトリキウス・ベルクル」の署名が残されている。⁽³⁸⁾「パトリキウス」は様々な時、場所で用いられており、その意味は一樣ではなかった。

(3) 誰がローマの防衛者か

六世紀後半、ビザンツ帝国がイタリア半島で支配できる領域はローマから半島付け根のラヴェンナへ向けた带状の中部地域と半島先端部、それにシチリア島だけとなっていた。ラヴェンナには総督府が設置され、総督が配置されていたが、ローマにはまだローマ公 (*dux Romanae*) もローマ公領 (*ducatum Romanae*) も存在していなかった。ベルナル・バヴァンによれば、教皇ベネディクトゥス一世 (在位五七五―七九) の時代には、ローマ

にはまだ定職としての軍事指導者は存在せず、文民指導者パトリキウス・パムフロニウス (*patricius Pamphronius*) おそらく市長で元老院議長) がその役を担った。⁽³⁹⁾六世紀の末頃までに行政管理は市の長官に委ねられ、その傍らには都市の防衛と領土の安全を見守る *'magister militum'* と呼ばれる者たちが控える構図ができた。⁽⁴⁰⁾しかし、教皇ペラギウス二世がビザンツの助祭グレゴリウスに手紙を書いた五八四年一〇月四日時点ではローマ公はまだ存在していない。それが創設されたのは切迫した教皇の要請によってである。⁽⁴¹⁾それによりローマ公領とローマ公がコンスタンティノープルからの命で設置され、グレゴリウス一世 (在位五九〇―六〇四) は就任時からローマの防衛部隊を手にすることができた。⁽⁴²⁾その責務を担ったのはローマ公である。グレゴリウス一世はその手紙のなかで彼らを「公」ではなく「軍司令官」と呼んでいる。⁽⁴³⁾バヴァンは、六世紀末頃から「公」はしばしば「軍司令官」と呼ばれていたのだから驚くに値しないとす。その理由を「総督府の創設後、中部イタリアに導入された『公』は東ゴート族との戦いの後、『軍司令官』の『威厳』を帯びたのではないか」と説明する。この解釈は、先の「軍司令官」の価値

は「公」と同等となったとする見解と一致する。さらに、バヴァンは、同じ頃から人々は公職における役人の地位や社会における個人のそれは、単に職名を付すだけでは不十分で、そこに任務の重要さや崇高さを示す文言を添えることで、職名が表す以上の敬意を表現できると考えたのではないかと付け加えている。つまり「軍司令官」は「公」と等しい価値をもち、そこに敬意を示すために「パトリキウス」が加えられた⁽⁴⁴⁾。

三 カロリング君主に授けられた「ローマ人のパトリキウス」

- (1) カロリング君主に授けられた「パトリキウス」の
実体

「ローマ人のパトリキウス」は『カロリング書簡集』(Codex epistolarius carolinus)の書簡六番以降のすべての書簡の宛名部に登場する。ステファヌス二世が最初に用いたことから、ガリア訪問の際、彼がピピンとその息子に王としての塗油を授けるときにこの称号も一緒に授けたというのが一般的な理解である。ではなぜ、ステファヌス二世はピピンとその後継者を「ローマ人のパトリキウス」に任命したのだろうか。そして、それはビザンツ

皇帝が外国人に与えた「パトリキウス」と同じものだったのか、それとも軍事上の重職にある者に与えたそれと同じものなのか、あるいはこの二つとはまったく別なものなのか。残念なことにこの文言は主文中では「呼びかけ」として用いられている⁽⁴⁵⁾だけなので文脈から意味を探るのは難しい。

皇帝がこの称号をフランク王に贈った経緯について三つの可能性が指摘されている。一つ目は皇帝の独断によってなされたというもの。したがって皇帝はこの授与にまったく関与していない。二つ目は、皇帝の命を受け、皇帝が実行したとするもの。最後は、皇帝は独断で行ったが、ビザンツ側はそれを知った上で黙認していたとするものである。

最初の説を唱えるのはヨゼフ・ドゥエである。彼は、ステファヌス二世はランゴバルドの魯威に際し、カロリング君主に「パトリキウス」称号を独断的に授与することにより、ビザンツ皇帝の特権を革命的にして反逆的、かつ不法に犯したとする⁽⁴⁶⁾。その結果、皇帝が授けた「パトリキウス」はビザンツ皇帝のそれとはまったく別物になる。皇帝の「パトリキウス」は神の教会であるローマ教会とその民を保護する存在である。この点については、

ヴェルナー・オーンゾルゲも教皇の「パトリキウス」は本来のものとは異なるとしている。その上で、教皇がピンらにこの称号を与えたのはその場での「思いつき」だったと主張する⁽⁴⁷⁾。七五四年にステファヌスがガリアを訪れた際、ピンは教皇と教会に対し友好関係を約す宣誓を行ったとされる⁽⁴⁸⁾。そのとき、教皇はこの行為に感激し、最大の敬意をもってピンを「教会の防衛者」、「ローマ人の防衛者」と讃えた。しかし、ステファヌスは「教会の防衛者」をラテン語で「defensor ecclesiae」と表現することはできなかった。なぜならそれはローマ教皇庁の聖職位階のなかで「principius defensor」の下に編成された「notarius」に与えられる職名だったからである。そこで「教会の防衛者 (defensor ecclesiae)」、あるいは「聖なる神の教会の防衛者 (defensor sanctae Dei ecclesiae)」といった類似的の言葉を用いる代わりに、「パトリキウス」という称号をその場しのぎで借用し、「ローマ人のパトリキウス」という造語を創り出した⁽⁴⁹⁾。しかし、「防衛者」という言葉が「notarius」にのみ使用が許されていたとするのは疑義が残る。なぜなら書簡の本文中ではピンに対して何度か用いられているからである。例えば、書簡一二、三二番のなかでパウロ一世はピンに

次のように呼びかけている。

書簡一二番：《excellētissime et a Deo protecte nos-
ter post Deum auxiliator et defensor
rex》⁽⁵⁰⁾

(卓越し神に守られた、神に次ぐわれらの救済者にして防衛者なる王よ)

書簡三二番：《Supplici deprecatione te, bone, orthodoxae rex, quesumus postulantes, ut sis nobis post Deum firmus protector ac defensor, ...》⁽⁵¹⁾

(跪いている哀願によって、高潔にして正統な王よ、余はそなたが神に次ぐ剛勇な保護者にして防衛者であらんことを強く願ひ求めております…)

ハドリアヌス一世も何度かカール大帝を「防衛者」と表現している⁽⁵²⁾。これらを見る限り、必ずしも教皇にフランク君主を「defensor」と呼ぶことに躊躇いがあったようには思われぬ。

二番目の説は、教皇がガリアに赴く直前、七五三年一〇月初旬に皇帝特使ヨハネスがローマにやってきたことを根拠とするものである⁽⁵³⁾。イタリア半島統一を悲願とし

ていたランゴバルド王は七四〇年代半ばからビザンツ領中部イタリアへの侵略を再び活発化させ、自国領に近接する諸都市の奪取を試みていた。七五一年にはラヴェンナを攻略し、翌年にはローマ公領へ侵攻してきた。こうした事態に教皇は皇帝へ繰り返し救援を要請する。しかし皇帝からは何の支援も得られなかった。そこで教皇はフランク王による救援を求めてガリア行きを決意する。

皇帝特使ヨハネスがローマを訪れたのはまさにその旅に出ようとするところだった。彼は「ランゴバルド王アイストゥルフと再交渉し、(帝国から)盗んだもの(ラヴェンナ)を皇帝に返還させよ」という皇帝の手紙を携えていた。そのため教皇はガリアへ向かう前にヨハネスと共にバヴァリアに赴く。この過程で「パトリキウス」授与の件が皇帝の命として伝えられ、教皇はあのような行動に至ったのではないか。この説を支持するのはフランツ・デルガーである。彼は『聖なる神の教会の防衛者』という言葉、あるいは類似の言葉、あるいは特別な『王としての塗油で』十分であるにもかかわらず、皇帝に従属する称号をみずから授与するという皇帝に対する反逆行為を教皇がなげ思いついたのか理解できない」とし、皇帝が異国の大公に授ける場合、代理人、具体的に

はその国の高位聖職者に代行させた例を挙げている。⁽³⁴⁾しかし、それでもこの説はいささか唐突に感じられる。なぜなら、教皇が支援要請のためにガリアに向かったことについてビザンツ側のいかなる関与もうかがわれず、それ以前にビザンツ側がこの動きに通じていたという形跡もないからである。⁽⁵⁵⁾

三番目の教皇の「パトリキウス」授与にはビザンツ側の暗黙の了解があったとする説は、「ローマ人のパトリキウス」の称号が授けられた三年後に、皇帝とピピンが友好関係協定を結んだことを拠り所とするものである。⁽⁵⁶⁾つまり、教皇が独断で授与したのであれば、フランク王と皇帝はこのような関係を築けなかっただろうと主張する。この説を支持するのはヘルヴィック・ヴォルフラムである。彼は、サン・ドニ修道院での王の塗油と「パトリキウス」の授与は教皇とその側近の主導によるものだとする一方、ビザンツ側が教皇のガリアへの旅を知っていたことから、称号の授与に暗黙の了解があったのではないかとしている。しかし、了解があったからといって、そのことが、皇帝がフランク王にローマ人の保護を命じたこととは結びつかないと、皇帝命令説を否定している。⁽⁵⁷⁾ ステファヌスとその後継者たちが、書簡で繰り返しビ

ピンとカールに、彼らが神の第一人者ペテロに誓ったことの履行を迫っていることを考えれば、教皇が与えた「パトリキウス」とビザンツ皇帝のそれはまったく異なるものと判断できる。そのような理解にたつならば、言葉は同じといえども内容の違うものを与えることを皇帝が命令、あるいは了解していたとは考えにくい。また、すでに述べたようにビザンツ人が自身をローマ人と認識していたとするならば、皇帝が「自身の臣民 (Romanus) のパトリキウス」という称号をフランク王に与えることを承諾していたとするのはさらに難しい。それゆえ、この称号の授与は、教皇側の独断でなされたとするのが妥当と思われる。

(2) 「パトリキウス」を名乗らなかつたピピン三世と

A. ピピン三世の場合

ピピン三世は国王証書で一度も「パトリキウス」を名乗っていない。その理由を論ずる前に、書き手がこの言葉に込めた意味を受領者側が正確に理解していたのかどうかを考えてみたい。教皇が用いた「ローマ人のパトリキウス」には「ローマ人の保護者」あるいは「神の教会

の信者であるローマ人の保護者」という意味が込められていたのは間違いない。そうであるならば、なぜ *defensor* というより直接的かつ明確に受け手に確実にその意味が伝わる言葉を採用しなかつたのか。ドウエの言うように、教皇にはその言葉を使いたくても使えない事情があつたのかもしれない。しかし *protector* といった類似の言葉を使うことはできただけである。それをなぜ定義の不明瞭な、しかも「皇帝の言語」から借用したのか。教皇が「ローマ人のパトリキウス」の称号を授けたとされる七五四年時点でフランク王にローマ教会やローマ人に対する防衛や保護の実績はまったくない。それにもかかわらず、そのなすべきことを明瞭に示す *defensor* や *protector* という言葉ではなく、「パトリキウス」という「榮譽」を強調する言葉を贈つたのはなぜか。教皇は彼らに課した任務は必ず果たされるという前提で、ピピンとその息子がなすであろうことに「褒賞の前払い」で応じ、それが誓約の履行への圧力となると判断したのではないだろうか。さらに、その任務がいかに崇高なものであるかということを単なる「機能」(*defensor*) を示す語ではなく「パトリキウス」という「敬意」を含む語で強調したのではないか。しかし、こうした深謀がフラ

ンク側に理解されていたとは考えられない。それどころか、この言葉は彼らを戸惑わせたようにみえる。フランクではそれは宮宰の称号だったからである。

ドウエは、ピピンがこの称号を名乗らなかつた理由を「ピピンは本来ランゴバルド王国と友好関係にあり、この称号を名乗ることで負わされる『反ランゴバルド』、『教会の防衛者』という役割を忌避したのではないか」と指摘している。⁽⁵⁸⁾確かにピピンは七三七年頃、ランゴバルド宮廷に送られ、ランゴバルド王リウトプラントと親子の契りを交わし、両宮廷は友好関係を築いていた。⁽⁵⁹⁾しかし、七四四年にリウトプラントが亡くなると、甥のヒルデブラントが王位に就くものの数カ月後にはフリウリ公ラトキスにその地位を追われる。そのラトキスも七四九年に弟のスポレート公アイストゥルフに取って代わられる。彼が七五六年に死亡するとランゴバルド公デシデリウスが王となる。このようにリウトプラント亡き後、王位は周辺有力諸侯間でたらいまわしにされる。ランゴバルド王国がリウトプラントの時代と同じようにフランク王国と友好関係にあったかどうかは疑問である。したがって、ドウエの指摘する「遠慮・気配り」がカロリング宮廷にあったとするのは難しい。

フランク側は教皇の意図を正しく理解していたのだろうか。その真意を読みきれず、使えなかつた可能性は否定できない。しかし、理解したうえで使わなかつたとする方がより順当かもしれない。なぜならそれはフランクでは宮宰の称号であり、ピピンがそれを名乗ればかつての一族の「メロヴィング王の一家臣」という記憶が呼び起こされる。さらに、そこにはまだ果たしていない債務の履行の褒賞という意味が含まれる。インテイトウラテイオは交付者の自称表現であり、他者にそのように認識してもらいたいという意味である。そうであるならば、ピピン三世はこの称号を名乗りたくなかつたしそう呼ばれたくなかつた。あるいはより好意的に考えるならば、その準備ができていなかった。

B. カール大帝の場合

カール大帝も王位昇進後しばらくは「ローマ人のパトリキウス」を名乗っていない。それを使い始めるのは、ランゴバルドを征服した七七四年以降である。その後約一年半は流動的である。七七四年四月のカール大帝のローマ訪問と国王証書への「ローマ人のパトリキウス」の出現との間に因果関係があるとするのは、これまでの研

究で広く認められてきた。⁽⁶⁰⁾ここで、この移行期に発行された三一通(証書八〇―一〇番)⁽⁶¹⁾を分析し、採否の理由を探る。

発給日と発給地と認証者

同一日に発行された証書は、同じインテイトウラテオで同じ発給地である。証書八五、八六番は七七四年九月二四日にデューレンで、八九、九〇番は七七五年一月五日にキエルジーで、九三、九四番は同年三月一四日にデューレンで発行され、それぞれ同じインテイトウラテオ、「ローマ人のパトリキウス」を含まないそれを持っている。認証者は記載されていれば同一人であるが不明の場合もある。⁽⁶²⁾証書一〇六、一〇七、一〇八、一〇九番は、日にちは不明だが同月に作成され、「ローマ人の

パトリキウス」が含まれている。発給地は一〇六番がデューレンであるほかはティオンヴィルである。
 当該期間の国王証書はアルプス以北のフランク王国内で発給され、同地の修道院または教会に宛てたものがほとんどである。例外は証書八〇、八一、九八、九九番のみである。前二通はバヴィアで別々の修道院に宛て発行されている。一つはランゴバルドに位置するポツビオ修道院、もう一つはトウールのサン・マルタン修道院である。両者は近い時期に発行されているが認証者もインテイトウラテオの文言も異なる。証書八〇番はエンリク(Erich)で、彼により認証された証書はこの一通しかない。ロザモンド・マツキテリックは地元(63)の書記とみる。インテイトウラテオはそれまでの「神の恩寵によるフランク人の王にして貴顕の士カール」(タイプ2)から

認証者
エンリク
ヒテリウス
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
ヒテリウス = ラド
――
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス
――
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
――
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
テウデガリウス
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
ヒテリウス = ヴィグバルドゥス
ヒテリウス = ラド
ヒテリウス = ラド
――
――
テウデガリウス

E. Mühlbacher, Hanover, 1906, pp.

■カール大帝国王証書 80～110 番の概要

カール大帝による「ローマ人のパトリキウス」称号の受容をめぐる

五七 (二五三)

No.	Or.	日付	発給地	受領者	Pat.	内容
80		774. 6. 5	バヴィア	ボツピオ修道院		所領贈与
81		774. 7. 16	バヴィア	トゥールのサン・マルタン修道院	有	所領贈与
82		774. 9. 2	ヴォルムス	ロルシュ修道院		所領贈与
83	○	[774 頃]	—	ヘルブリヒティンゲンの教会		税収贈与
84_a	○	774. 9. 14	デューレン	サン・ドニ修道院		税収贈与
_b	○	774. 9. 14				
85		774. 9. 24	デューレン	フルダ修道院		イムニテート特権授与
86		774. 9. 24	デューレン	フルダ修道院		修道院長選出の自由を授与
87		774. 12	サムシー	サン・ドニ修道院		所領贈与
88	○	[774. -775.]	[ヴェルブリー]	サン・ドニ修道院	有	徴税権の確認
89	○	775. 1. 5	キエルジー	ヘルスフェルト修道院	有	保護の確認と修道院長選出の自由を授与
90	○	775. 1. 5	キエルジー	ヘルスフェルト修道院		税収と所領を贈与
91		775. 1. 22	キエルジー	メッツの教会		特別な規則と共にイムニテート特権を授与
92	○	775. 2. 25	サン・ドニ	サン・ドニ修道院		所領贈与
93		775. 3. 14	キエルジー	サン・ドニ修道院		関税免除の確認
94	○	775. 3. 14	キエルジー	サン・ドニ修道院		イムニテート特権の確認
95	○	775. 4. 4	キエルジー	ムルバッハ修道院		イムニテート特権の確認
96		775. 5. 3	ティオンヴィル	フラヴィニイ修道院	有	免税特権と所有地からの収益を贈与
97		775. 5. 10	ティオンヴィル	トゥールのサン・マルタン修道院	有	修道士の財産と受給を承認
98		775. 5. 24	キエルジー	ファルファ修道院	有	司教支配からの免除と修道院長選出の自由を授与
99		775. 5. 29	キエルジー	ファルファ修道院	有	イムニテート特権を承認
100		775. 6. 9	キエルジー	ホナウ修道院		所有財産の正当性を保証
101	○	775. 6. 26	キエルジー	サン・ドニ修道院		所有地（保有）の確認
102	○	775. 7. 28	デューレン	サン・ドニ修道院		サン・ドニ修道院長フルラが裁判でバリ司教からPlaisir修道院を獲得したことを保証
103	○	775. 8. 3	デューレン	ヘルスフェルト修道院	有	税収贈与
104	○	775. 10. 25	デューレン	ヘルスフェルト修道院		税収贈与
105		775. 10. 25	デューレン	ヘルスフェルト修道院		税収贈与
106		775. 11.	デューレン	フルダ修道院	有	小修道院贈与
107	○	775. 11.	ティオンヴィル	サロヌスの教会	有	所領贈与
108		775. 11.	ティオンヴィル	プリュム修道院	有	イムニテート特権承認
109		775. 11.	ティオンヴィル	プリュム修道院	有	国庫徴税権と同等の権利を承認
110		[775. 12.]	[セレスト]	ホナウ修道院		地所獲得の承認

Die Urkunden der Karolinger, I: *Urkundens Pippins, Karlmanns und Karl der Großen, MGH Diplomata karolinorum*, ed., 114-156 より作成。

[略号] No.: 証書番号、Or.: 原本、Pat.: Patricius romanorum. 認証者は後者が代理人。

「神の恩寵によるフランク人とランゴバルド人の王カール」(タイプ3)と「ランゴバルド人」が加えられ、「貴顕の士」が除かれている。後者の認証者は当時の宮廷文書局の責任者とされるヒテリウス(Hitherius)で、インテイトウラテイオは「神の恩寵によるフランク人とランゴバルド人の王にしてローマ人のパトリキウス」(タイプ4)と八〇番のそれに「ローマ人のパトリキウス」が加えられている。⁽⁶⁴⁾証書八〇番の内容は贈与で、そこから判断すれば「ランゴバルド人の王」は欠かせない。ランゴバルドの修道院にフランク王が保証を与えても十分な効力を発揮するとは考えにくいからである。一方、証書八一番はフランク内の修道院に宛てたもので、「ランゴバルド王」に加えて「ローマ人のパトリキウス」まで加えられた理由はわかりにくい。内容は、カール大帝と妻がトゥールのサン・マルタン修道院へヴェローナの北、ガルダ湖の要塞島シルミオーネとその地所を譲るとするものである。サン・マルタン修道院長グルファルドス(Gulardus)は、カール大帝のイタリア遠征に先立ち、教皇ハドリアヌスとの協議、ランゴバルド王監視のためにアミアン司教ゲオルギウス(Georgius)、アルビヌス(Albinus)と共にイタリアへ派遣されている。⁽⁶⁵⁾さらに、

同修道院はランゴバルド侵攻に際し、兵士・武器・食糧などの前送・補給に重要な役割を果たした。それゆえ、証書で示された贈与はこうした行為への報酬であり、さらにその後も王への忠誠心を維持させ続けるための措置だったとバーナード・バクラックは結論付けている。⁽⁶⁶⁾後者の証書九八、九九番についてもバクラックは同様の見解を示している。キエルジで同時期に発行されたファルフア修道院宛てのこれらの証書は司教支配からの免除と修道院長選出の自由、イムニテート特権を保証しており、同修道院がフランク軍をイタリア遠征で支援したことに對する見返りだといふ。⁽⁶⁷⁾確かにこうした特権を認めた理由は同修道院の支援に對する報酬だったのかもしれない。しかし、ファルフア修道院には特有の事情が存在する。七世紀末、プロヴァンスからやってきた修道士によってローマの北東約六〇kmのサビーナに建てられたファルフア修道院⁽⁶⁸⁾は、その立地条件から常に難しい状況に置かれていた。「教会国家」の設立を意識し始めた八世紀の教皇たちはローマ公領に隣接するスポレート公国に對し宗主権を主張し、それはファルフア修道院にも向けられた。七七二年、「ローマ教会の民」との間に起きた争いごとをきっかけとして、ハドリアヌス一世はファル

ファ修道院とローマとの間に生じるすべての紛争は教皇の衣装管理官 (vestararius; vestarius) の裁定に委ねられるべしとの通達を出した。そこで修道院長プロバトゥス (Probatius) は自らフランクに赴き、カール大帝に証書の発行を請願する。そうして発行されたのが証書九八、九九番である。証書の効力は発給者の権威が高いほど増す。この二つの証書のインティトゥラティオに「フランク人とランゴバルド人の王」と並んで「ローマ人のパトリキウス」が置かれているのは、発給者が世俗世界の最高権威というだけでなく、霊的世界の最高権威である教皇からも認められた存在であることを示し、それによって教皇を牽制しようとしたからではないだろうか。

移行期間の国王証書は上記の八〇、八一番を除き、キエルジー、デューレン、ティオンヴィルなどライン川とセーヌ川に挟まれた一帯が主要な発給地である。この三地点でこの期間の国王証書の三分の二以上を占める。文書局責任者はヒテリウスで、八〇番のエンリク、一〇二、一一〇番のテウデガリウス (Theudegaris) を除き、判明しているすべてにその名が単独、あるいは代理人を立て記載されている。⁽⁷⁰⁾ 首席書記と代理人の組み合わせはヒテリウス＝ラド (Rado)、ヒテリウス＝ヴィグバルドゥ

ス (Wigbaldus) の二つがある。発給地と書記は発給地毎に担当者が定められており⁽⁷¹⁾、当該期間においては前者がヴォルムス、デューレン、ヴェルブリー、ティオンヴィル、後者がサムシー、サン・ドニ、キエルジーを担当していたと考えられる。ただし、この分担は厳密ではなく、デューレンで後者の署名で発給されたケースも散見される。⁽⁷²⁾

地域別にみると、キエルジーでは一〇通が出され、ヒテリウス単独が二通、ヒテリウス＝ヴィグバルドゥスが七通、認証者不明一通である。このうち「ローマ人のパトリキウス」が採用されているのはヒテリウス＝ヴィグバルドゥスによる二通である。一方、デューレンでは八通。ただしここで発行された証書八四番には認証者の異なる二つの版があり、延べ数では九通となる。その内訳は、ヒテリウス＝ラドの名によるものが四通、ヒテリウス＝ヴィグバルドゥスによるものが三通、テウデガリウスのそれが一通、終末定式が伝わっていないため認証者不明が一通である。このうち「ローマ人のパトリキウス」があるのは、ヒテリウス＝ラドによる一〇三番と一〇六番である。ティオンヴィルでは五通発行され、ヒテリウス＝ラドによって発行された二通と認証者不明の三

通すべてにこの称号が採用されている。ここから分かるのは、ティオンヴィルで発行されたものを除けば、「ローマ人のパトリキウス」の有無に発給地および認証者による規則性を見つけることは難しいということである。

テオドール・ジッケルは、「ローマ人のパトリキウス」がインテイトウラティオに登場する契機として文書局上層部の入れ替えを示唆している。ヴォルフラムはタイプ4が定型として用いられるまでに約二年の歳月を要していることから、イタリア統治に関してカールとカールの政治顧問との間に意見の食い違いがあったのではと指摘する。カール大帝はピピン三世の文書局を引き継ぎ、ピピン三世の証書の認証者の一人であったヒテリウスをその責任者としている。王位就任直後からランゴバルド征服直前の七七四年二月までに発行した国王証書二五通(五五―七九番)のうち認証者名が伝わっているのは一三通で、うち一一通にヒテリウスの名がある。その後の「ローマ人のパトリキウス」採用移行期では認証者記載のある二七通のうち二四通にその名がある。そして、七六六年フリウリ公の反乱制圧直後の証書一一一番を最後にその名は消え、それまで彼の代理人を務めたラドにとって代わられる。その時期を *Dkar. 1* の解説では七七

年一月、ヴォルフラムは遅くとも七七六年七月初めとする⁽⁷⁵⁾。ラドが認証者欄に登場するのは七七二年の六七番が最初で、このときはリウトベルドゥス (*Liutbertus = Trubertus*) の代理として、次に現れるのは七七二年一月二〇日の七一番でヒテリウスの代理としてである。そして、七七六年七月に証書一一三番に単独の認証者として現れる。移行期にラドが認証した九通のうち「ローマ人のパトリキウス」を採用しているのは五通、一方、ヴィグバルドゥスも一二通のうち三通ある。ただし時系列で見ると、ラドはこの肩書を初めて採用した八八番以降すべてに用いている⁽⁷⁶⁾。これに対し、ヴィグバルドゥスにはそのような傾向はみられない。ここから「ローマ人のパトリキウス」採用を認証者の意向と断定できないにしても、ラドがそれを好んだことは確かと思われる。

証書受領者

当該期間に発行された証書のうち、サン・ドニ修道院に宛てたものが八通と最も多い。発給地はデューレン、サムシー、サン・ドニ、キエルジー、ヴェルブリーの五カ所で、「ローマ人のパトリキウス」が記されているのはサムシー発行の八七番とヴェルブリーとされる八八番の二通で、同修道院宛ての証書のなかでは二番目と三番

目にあたる。前者は修道院への地所の贈与を保証するものでヒテリウス・ヴィグバルドゥスが、後者は修道院の徴税権に関するものでヒテリウス・ラドが認証している。発行日は、前者が七七四年一二月、後者が「七七四―七七五」となっているが、後者のそれは終末定式が伝えられていないため編者により推定されたものと考えられる。サン・ドニ修道院長は七五〇年から八四年までフルラドである。彼は、教皇ステファヌス二世から非常に稀な権利を付与され特別な存在と認められていた。一方、フランク王国内においても絶大な影響力を持ち、ピピン三世に重用された。七五五年のイタリア遠征以来、特使として同地に派遣され、ランゴバルド王の監視を引き受けている。⁽⁸⁰⁾ピピン三世の死後は彼の王国を併合したカール大帝に重んじられる。⁽⁸¹⁾七七四年六月七日パヴィアを落としたカール大帝は、七月末にはフランクへ戻り、九月末までにデューレンに王宮を構えている。そこへフルラドがイタリア情勢の報告に現れ、そのままサムシー、ヴェルブリー、キエルジー、デューレンと王と行動を共にし、同修道院宛ての第一〇二番が発行される七七五年七月二八日も宮廷に滞在していた。⁽⁸²⁾

どのような理由で八七、八八番にのみ「ローマ人のパトリキウス」が採用されたのだろうか。八七番が発行されたサムシーはかつてのカールマンの王国の中心地で、数年前に彼が死んだ場所である。地元の有力者はカールの命に不服従の態度を示していた。それを解した王がカールマンの王国の中心地だったサムシーでサン・ドニ修道院をバリとその西方域の支配権力とする施政方針を明言したのが八七番とバクラックは主張している。⁽⁸³⁾そうだとすれば、この証書は発給者側の発意で出されたと考えられる。証書作成者は「フランク人とランゴバルド人の王」、「ローマ人のパトリキウス」と並べることで、かつてのカールマンの王国がいまやイタリア半島も手中に収めたカールの統治下にあることを誇示しようとしたのかもしれない。八八番は修道院の流通税収入を横領する者に対する警告である。ここで「ローマ人のパトリキウス」が採用された理由は「横領者」がこの肩書に抗えなると判断されたからと推測される。このほかの証書は流通税免除やイムニテート特権の確認に関するものである。もとはフルラド所有で後にサン・ドニ修道院に寄贈されたサロヌの教会に宛てた一〇七番にもこの称号は採用されている。代理証者はラドである。

次に多くの証書が残されているのがヘルスフェルト修道院である。ここには八九、九〇、一〇三、一〇四、一〇五番の五通が伝わり、前二通は七七五年一月五日にキエルジーでヒテリウスによって、後ろ二通は七七五年一月二五日にデューレンでヒテリウス・ヴィグバルドゥスによって発行され、ともに「ローマ人のパトリキウス」はない。この称号があるのは七七五年八月三日にヒテリウス・ラドによって発行された一〇三番のみである。内容は八九番が、同修道院がカール大帝の保護下に置かれたことを承認し、マインツ大司教の干渉からの免除、修道院長自由選出の権利を認めるもので、九〇番がそれまでマインツ大司教に与えていた十分の一税を同修道院に移すという内容で、一〇三番はザクセン侵攻にあたりフランク軍を支援できる資力を与えるというものである。その結果、同修道院はフランク軍に兵士の徴発と物資供給の責任を負うことになる。⁽⁸⁴⁾一〇四番と一〇五番は税の贈与である。バクラックは、これを同修道院が行った支援に対する報酬と説明する。⁽⁸⁵⁾一〇三番に「ローマ人のパトリキウス」が採用されている理由として考えられるのは、認証代理がラドであることである。前述したように、八八番以降の彼の認証したものはすべてこの肩書が添

えられている。

フルダ修道院には八五、八六、一〇六番の三通が発行されているが、「ローマ人のパトリキウス」が採用されているのは七七五年一月発行の一〇六番のみである。そして同じ月に出されたサローヌの教会宛ての一〇七番、プリュム修道院宛ての一〇八、一〇九番にも「ローマ人のパトリキウス」が採用されている。

このように受領者ごとに見ても、「ローマ人のパトリキウス」の有無に規則性を見出すのは難しい。ただし、受領数の少ないトゥールのサン・マルタン修道院⁽⁸⁶⁾、イタリアのファルファ修道院⁽⁸⁷⁾、プリュム修道院⁽⁸⁸⁾(各修道院とも二通)に関してはすべての証書に「ローマ人のパトリキウス」が添えられている。このうちファルファ修道院とプリュム修道院のそれはそれぞれ発行された日付が近いので同じ形式が採用されたと推測される。

国王証書発給のきっかけと作成プロセス

国王証書はしばしば受領者へ「好意」を示したい王の発意から発給された。王の「好意」は動産・不動産やイムニテート特権の授与といった形となつて受領者に与えられたが、同時に王は見返りとして自身への忠誠心を求めた。

カール大帝の国王証書は修道院長または修道院長に宛てたものが多い。⁽⁸⁹⁾内容は、受領者に動産・不動産・イムニテート特権等を贈与、あるいはすでに保持していた場合にはそれを再承認、さらの場合によっては修道院長選出の自由などを保証するといったものである。受領者はこの証書をもってその権利の保全を図ったと考えられる。

この時代の修道院長は主に司教支配の及ばない教区の外に立地していることが多かったが、⁽⁹⁰⁾ファルフア修道院に対する教皇の例にも見られるように、司教はそうした修道院長にも干渉を厭わなかった。こうした司教の干渉から逃れる手立てとして見いだされたのが国王による保護である。その結果現れたのが、ファルフア修道院長宛ての九八、九九番のように、王の発意ではなく修道院長からの要請によって発行された証書と思われる。同年同月にこの二つより先に出されたフラヴィニ修道院長宛ての九六番も同様である。修道院長の懇願によりこの証書が記されることになったと発行の理由が述べられている。⁽⁹¹⁾このように国王証書が受領者の要請で発行されたならば、そこに受領者の要望が反映されたことは想像に難くない。さらにマツキテリックによれば、国王証書は必ずしも認証者、つまり発給者側によって作成されたものではないという。

証書は宮廷文書局で訓練された書記官、あるいは証書の受領者から差し出された書記が作成したものに、認証者が署名しただけということもあった⁽⁹²⁾。また、稀ではあるが受領者側が自ら作成し宮廷書記に提示する場合もあり、ヘルスフェルト修道院にある教会とその土地を寄贈するとして七八二年の一四四番はその一例だとい

この証書はラドの代理としてヴィグバルドゥスによって認証されているが、本文の書体は明らかに宮廷発行のそれを模倣したとわかるもので、マツキテリックはヘルスフェルト修道院の誰かか、地元の書記によって作られたものではないかとする。⁽⁹³⁾これが事実であるならば、証書の文書を受領する側が用意するのは、カール大帝よりも二世代後のシャルル禿頭王に特徴的な事象とされるが、カール大帝の時代にすでにその兆しがあったということだろう。国王証書の文言が受領者によって提案、あるいは受領者から差し出された書記官によって作成されたとすれば、インティトゥラテイオもまた受領者側から提案された可能性がある。受領者からの要請で作成された九八、九九番にはともに「ローマ人のパトリキウス」が採用されている。これ以前に出された国王証書でこの称号があるのは五通で、サン・マルタン修道院長に宛てた

八一、九七番、サン・ドニ修道院に宛てた八七、八八番、それにフラヴィニイ修道院に宛てた九六番である。すでに述べたように、八一番はフランクに在る修道院にイタリアの土地を譲るといふものである。シルミオーネ島は、教皇ハドリアヌスが主張する「ローマ教会領」の北の境界線「ルーニーモンセーリチエ」⁽⁹⁴⁾上に位置する。「ローマ人のパトリキウス」を添えることで利害関係を有する者、つまりここでは教皇を牽制しようとする意識が働いたのかもしれない。この証書が宮廷からの発意で作成されたのか、あるいは修道院からの請願によつて作成されたのか定かでないが、受領者が作成に当たり「ローマ人のパトリキウス」の挿入を提案した可能性は否定できない。九七番はサン・マルタン修道院の修道士に財産と(年金などの)受給を保証したもので、「ローマ人のパトリキウス」が添えられている。サン・マルタン修道院は八一番でシルミオーネの管理を任されており、所属修道士が管理していたと想像される。そうであれば、八一番同様この証書においても「ローマ人のパトリキウス」は効力強化に有効だったと考えられる。フラヴィニイ修道院宛ての証書九六番からファルフア修道院宛ての九九番までは七七五年五月の一カ月間に発行されている。これ

らが発行されたときそれぞれの証書の受領者であるフラヴィニイ、サン・マルタン、ファルフアの各修道院長は宮廷に滞在していた。⁽⁹⁵⁾彼らはインテイトウラテイオの情報を共有していた可能性がある。同じインテイトウラテイオを持つのは彼らが望んだからではないか。

結 び

国王証書の発行が宮廷側の発意によるものなのか、受領者側からの懇願によるものかに関わらず、発給者も受領者も証書が最大限に効力を發揮することを望んだとするのは想像に難くない。その一つの方法として考え出されたのが、インテイトウラテイオに可能な限りの權威を付加することだったと推測される。修道院はその独立性を保持するためイムニテート特権や修道院長選出の自由を欲していた。それを授与、あるいは保証する權威として世俗世界の頂点に立つ王の名は有効である。さらにその權威に靈的世界の最高權威である教皇から授与された称号が加われれば、修道院運営に干渉しようとする聖職者に対する牽制ともなる。そのように証書の受領者たちは考えた。そして、フランク側もその称号を名乗ることの意味を見出したのではないか。

カール大帝は教皇ハドリアヌスに懇願されイタリア遠征を行うが、当時の王の最大の関心事はザクセン平定であり、パヴィアを落とすと再びザクセン侵攻へ戻る。ランゴバルドは新しい王を得たもののそこに王の姿はなかった。イタリア半島ではランゴバルド王国に加え、スポレート公国、ベネヴェント公国、その他周辺地域を支配する中堅諸侯が勢力を競っていた。そうした者たちにとってランゴバルド王の不在は絶好の機会である。フリウリ公が反旗を翻す。カール大帝は七七年夏から再開したザクセン遠征を切り上げ、翌年早くイタリアへ向かう。そして事態を收拾すると直ちにザクセンへ引き返した⁴⁷⁾。「ローマ人のパトリキウス」がインティトゥラティオに現れたり現われなかったりするの、このランゴバルドを征服してからフリウリ公の反乱が起き、それを鎮圧するまでの期間である。

カール大帝はランゴバルド王を名乗ったけれども「ローマ人のパトリキウス」に関しては曖昧な態度をとっていた。それを一変させたのはイタリア半島情勢の不安定さと思われる。王が居ることも軍を常駐させることもできない状況においてイタリア半島全体を安定させるには、そのプレゼンスを示す必要があった。その「道具」とし

てこの称号は利用された。この称号を名乗ることには二つの重要な意味がある。一つは、ローマ教皇から授けられた称号を併記することで授与者が世俗権力の頂点にいただけでなく、霊的権威からも認められた存在であると示したこと。もう一つは、イタリア半島の安定に対し「責任の所在」を明らかにしたことである。「ローマ人のパトリキウス」採用の始まりが発給者、受領者のどちらの提案によるものかは不明だが、それは証書の有効性を高める措置として、発給者、受領者の双方に肯定的に受け止められたと思われる。そして、宮廷文書局はそれを名乗ることにより背負う責任の重さよりも、それがフランク王、あるいはフランク王国へもたらす利益のほうがより大きいと判断したと推測される。

註

(1) *Die Urkunden der Karolinger*, 1: *Urkunden Pippins, Karlnanns und Karl der Großen*, MGH *Diplomata karolinorum* (以下 *DKar*, 1), ed., E. Mühlbacher, Hanover, 1906, pp. 1-478.

(2) 国王証書は冒頭定式 (*protocollum*)、前文 (*arenga*)、叙述部 (*narratio*)、措置部 (*dispositio*)、認証定式 (*corroboratio*)、終未定式 (*eschalocollum*) の六部で構成されており、インティトゥラティオ (*intitulatio*) は冒頭定式の

なかで述べられている發給者の自称を指す(L・シエニコ、『歴史等の伝統と革新』森本芳樹監修、九州大学出版会、一九八四年、二〇一—五頁、『西洋中世学入門』高山博・池上俊一編、東京大学出版会、二〇〇五年、二〇三頁)。

(3) *Codex epistolaris carolinus*, *MGH Epp.* III, *Epistolae merovingici et karolini aevi*, I, ed., W. Gundlach, Hannover, 1892, pp. 469-657, No. 6.

(4) François Louis Ganshof, 'Note sur les origines byzantines du titre «Patricius Romanorum»', *L'Annuaire de l'Institut de philologie et d'histoire orientales et slaves*, tom 10, 1950, pp. 261-82, at p. 263-4, no. 3, «Voir p. ex.: L. DUCHESNE, *Les premiers temps de l'état pontifical*?, Paris, 1911, p. 63-66; E. CASPAR, *Pippin u. die römische Kirche*, Berlin, 1914, p. 181-182; K. HELDMANN, *Das Kaiserthum Karls des Grossen*, Weimar, 1928, p. 153, n. 1; G. SCHNUIERER, *Die Anfänge der abendländischen Völkergemeinschaft*, Freiburg i. Breisgau, 1932, p. 205 (*Geschichte d. führenden Völker*, dirigée par H. Finke et cons.); E. CASPAR, *Papst Gregor II u. der Bilderstreit*, Zeitschr. f. Kirchengesch., 1933, p. 67, n. 107; R. ALGRAIN, ds. L. BRÉHIER et R. ALGRAIN, *Grégoire le Grand, les états barbares et la conquête arabe*, Paris, 1938, p. 426, n. 3 (*Histoire de l'église*, dirigée par A. FLICHE et V. MARTIN, V); F. L. GANSHOF, ds. F. LOT, C. PRISTER et F. L. GANSHOF, *op. cit.*, p. 411; O. BERTOLINI, *Roma di fronte a Bisanzio e ai*

Longobardi, Bologne, 1941, p. 539 (*Storia di Roma*, IX); H. FICHTENAU, *Das karolingische Imperium*, Zurich, 1949, p. 27-*Sur peculiaris populus*, voir *Codex Carolinus*, no. 8, p. 496, l. 32, no. 10, p. 502, l. 25, etc.»

(5) 「パトリキウス」はマゼンナのビザンツ總督(exarchus)およびローマ公(dux)の榮譽称号であり、これに教皇が「ローマ人の(Romanorum)」を付け「ポピュルス・ロムルス」彼らが「ローマ教会の聖ペテロの民(peccatis populus = Romani)の保護者」としたことを意味する(定説)。「一九〇三年、ルネ・M・ハートマンが、これはビザンツ帝國の爵位付与の一つに過ぎず、これによりフランス王はビザンツ皇帝に対し一種の従属関係に入ったと異議を唱えた(Ludo Moritz Hartmann, *Geschichte Italiens im Mittelalter II*, 2. Gotta, 1903, pp. 187-8)」。この説を支持したのはホルネスター・スタインである。その根拠として「ローマ人のパトリキウス」はすでにギリシャ語で新任のパトリキウスへの公式の歡呼として用いられ、またこの称号の付与は皇帝の専權事項だったことを挙げている(Ernest Stein, La période byzantine de la papauté, *the Catholic Historical Review*, 1935, pp. 181-2)。スタインの發表の二年後の一九三七年にブルーン・クルシユがメロヴィング君主と合わせてカロリング君主、とくにピピンとカール大帝の國王證書におけるインテロトウラナイオスとそれらの文言の起源に関する論文を發表(Bruno Krusch, *Der karolingische Königstitel*, Studien zur fränkischen Diplomatik: Der Titel der fränkischen Könige,

Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil.-hist. Klasse, Nr. 1, Berlin, 1937, pp. 30-9)。一九四三年、フランシス・ネルガーがスタンレー・ミューラーを支持する (Franz Dölger, 'Der Vertrag von Verdun 843. *Nenn Aufsätze zur Begründung der europäischen Völker- und Staatenwelt*', v., Theodor Meyer, Leipzig, 1943, p. 212. Ann. 14. Europas Gestaltung im Spiegel der fränkisch-byzantinischen Auseinandersetzung des 9. Jhdts. の名で *Byzanz und die europäische Staatenwelt*, Eital, 1953, pp. 282-369 に再録)。一九五〇年、このネルガーの主張にフランシス・L・ガンスホーフが反論し、論争が展開される (François L. Ganshof, Note sur les origines byzantines du titre «Patricius Romanorum». ガンスホーフ・ネルガーの論争は、渡辺金一『《Patricius Romanorum》称号の解釈をめぐる論争』、『一橋叢書』88-1、八三—九〇頁に詳しく)。一九六〇年には、ヴェルナー・オーンツルゲが「ステファヌス二世がカロリング君主に「ローマ人のパトリキウス」を授与した動機を分析し、教皇のビザンツ帝国からの離反は彼のマイニーマンによる論文を発表 (Werner Ohnsorge, Der Patricius-Titel Karls des Grossen, *Byzantinische Zeitschrift* 53, 1960, pp. 300-21)。この主張は、ロマン・ユルエが一九六五年異議を唱える (Josef Deér, Zum Patricius-Romanorum-Titel Karls des Grossen, *Archivum Historiae Pontificiae* 3, 1965, pp. 31-86 [初出], *Zum Kaiserum Karls des Grossen*, herausgegeben von Gunther Wolf, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt, 1972, pp.

240-308)。また同年、ペーター・クラッセンとカール大帝の称号について触れつつ (Peter Classen, *Karl der Grosse, das Papsttum und Byzanz: die Begründung des Karolingischen Kaisertums*, Beiträge zur Geschichte und Quellenkunde des Mittelalters 9, Thorbecke, 1985, 初出は一九六五年。その後、加筆修正し再発表)。そして、ほとんども包括的にインテリゲンチヤを扱ったのがヘルヴェック・ヴォルフラムである。メロヴィング期、カロリング期はもとより、それ以前の東ゲルマンの王ヤランゴバルト王にもつくりその称号を分析しつつ (Herwig Wolfram, *Intitulatio 1. Lateinische Königs- und Fürstentitel bis zum Ende des 8. Jahrhunderts*, Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung, Hermann Böhlhaus Nachf., 1967)。その直近のものとして、ニール・ガリプツァノフの研究が挙げられる。これはカロリング君主のインテリゲンチヤを通じて権威がどのように伝えられたかを分析したものである (Ildar H. Garipzanov, Chapter three: *Nomen auctoritatis: Communication of authority in the Carolingian titles, The Symbolic Language of Authority in the Carolingian World* (c. 751-877), Brill, Leiden-Boston, 2008, pp. 101-56)。

- (9) *DKar. I*, pp. 1-478.
- (7) 八〇〇年の皇帝戴冠以後のものを含む。
- (8) *DKar. I*, p. Vorrede IX.
- (6) Herwig Wolfram, *Intitulatio 1. Lateinische Königs- und Fürstentitel bis zum Ende des 8. Jahrhunderts*, Mitteilungen

カール大帝による「ローマ人のパトリキウス」称号の受容をめぐって

- des Instituts für österreichische Geschichtsforschung, Hermann Böhlhaus Nachf., 1967, p. 210, Bruno Krusch, 'Der karolingische Königstitel', Studien zur fränkischen Diplomatik: Der Titel der fränkischen Könige, *Abhandlungen der Preussische Akademie der Wissenschaften*, Phil.-hist. Klasse. Nr. 1, Berlin, 1937, pp. 30-9, at p. 31.
- (10) 証書八四番には証証書の異なる二つの版も存在し、延文類では三十一種ある。
- (11) *DKar. I*, Nos. 115, 128, 143, 175, 180, 証書一五九番は「ロープ人のペトリキウス」であるが、「神の恩寵にやほす」である。
- (12) Ildar H. Garipzanov, 'Chapter three: *Nomen auctoritatis*: Communication of authority in Carolingian titles', *The Symbolic Language of Authority in the Carolingian World* (c. 751-877), Brill, Leiden-Boston, 2008, pp. 101-56, at p. 102.
- (13) Roger Collins, *Charlemagne*, Palgrave Macmillan, UK, 1998, p. 62.
- (14) Ildar H. Garipzanov, *ibid.*, p. 102.
- (15) *Ibid.*, p. 122.
- (16) *Ibid.*, p. 122.
- (17) Herwig Wolfram, *ibid.*, p. 235.
- (18) Ildar H. Garipzanov, *ibid.*, p. 125.
- (19) François Louis Ganshof, *ibid.*, p. 282.
- (20) Clemens Gantner, 'The Label 'Greeks' in the Papal Diplomatic Repertoire in the Eighth Century', *Strategies of Identification: Ethnicity and Religion in Early Medieval Europe*, ed., Walter Pohl and Gerda Heydemann, Brepols, Belgium, 2013, pp. 303-49, at p. 306.
- (21) Maya Maskarinec, 'Who were the Romans? Shifting Scripts of Romaness in Early Medieval Italy', *Post-Roman Transitions: Christian and Barbarian Identities in the Early Medieval West*, ed., Walter Pohl and Gerda Heydemann, Brepols, Belgium, 2013, pp. 297-363, at p. 353.
- (22) Josef Deér, 'Zum Patricius-Romanorum-Titel Karls des Grossen', *Archivum Historiae Pontificiae* 3, 1965 (第卅), *Zum Kaiserthum Karls des Grossen*, herausgegeben von Gunther Wolf, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt, 1972, pp. [31-86] (240-380), at p. [39/40] (251).
- (23) *Ibid.*, p. [56/57] (272).
- (24) F. L. Ganshof, *ibid.*, p. 265.
- (25) Josef Deér, *ibid.*, pp. [61/62] (278)-[62/63] (279), and no. 108.
- (26) Charles Diehl, *L'Administration Byzantine dans l'Exarchat de Ravenne (568-751)*, New York, 1888 (originally published), p. 17.
- (27) *Ibid.*, p. 6.
- (28) Trans., William Dudley Foulke, *History of the Lombards*, ed., Edward Peters, 1907, p. 56, no. 2: 'Narses took the city of Rome largely through the agency of Dagisteus (Procopius, IV, 33), who thus became the means of the recovery of Italy (Wainz). The title 'Master of soldiers,'

- (magister militum) was given at the time of Constantine to important ministers of state, and there were then only eight of these in the whole empire (Hodgkin, VI, 539) ; in the time of Theoderic, the king alone (Hartmann, I, 99), and later, Balisarius, the general-in-chief of Justinian, held this important military office (id., p.258). Afterwards however, the title became cheapened, the number of *magistri militum* increased, and at last the rank became much the same as that of *dux* or duke (Hodgkin, VI, 540).
- (29) Charles Diehl, *ibid.*, p. 6, no. 5: *Patr. lat.* LXX, 393.
- (30) Bernard Bavant, Le duché byzantin de Rome : Origine, durée et extension géographique, *Mélanges de l'École française de Rome, Moyen-Âge, Temps modernes* 91, I, 1979, pp. 41–88, at p. 78.
- (31) Ludo Moritz Hartmann, *Untersuchungen zur Geschichte der Byzantinischen Verwaltung in Italien (540–750)*, B. Franklin, New York, 1889, p. 28.
- (32) Ingrid Heidrich, Titularur und Urkunden der arnulfingischen Hausmeiere, *Archiv für Diplomatik*, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Münster / Köln [später] Köln, Graz : Böhlau, Bd. 11/12, 1965/1966, pp. 71–279, at p. 93, Karl Ferdinand Werner, Des titres clés du monde franc : *Patrice et maior domus (major domo, puis maire du palais)*, *Naissance et la noblesse*, Librairie Arthème Fayard, 1998, pp. 410–21, at p. 418.
- (33) Karl Ferdinand Werner, *ibid.*, pp. 410–21.
- (34) Ingrid Heidrich, *ibid.*, p. 93, Karl Ferdinand Werner, *ibid.*, p. 418.
- (35) V. S. Bonjatti et Lalli *Epistolae, MGH Epp.* III, *Epistolae merovingici et karolini aevi*, I, ed., E. Dümmler, Hannover, 1892, pp. 215–433, at p. 274.
- (36) Ingrid Heidrich, *ibid.*, p. 98.
- (37) Marios Costambeys, *Power and Patronage in Early Medieval Italy*, Cambridge University Press, 2007, p. 2.
- (38) Ingrid Heidrich, *ibid.*, p. 94.
- (39) Bernard Bavant, *ibid.*, p. 47.
- (40) Charles Diehl, *ibid.*, p. 27.
- (41) Bernard Bavant, *ibid.*, p. 54.
- (42) *ibid.*, p. 62, no. 101 : Grégoire le Grand, *Epistolae* I, 3, éd. cit. I, p. 3–4, et II, 45, éd. cit. I, p. 144–146.
- (43) *ibid.*, p. 62, no. 102 : Ch. Diehl, *Administration*, p. 23–24, 88, et L. M. Hartmann, *Untersuchungen*, pp. 56–57.
- (44) *ibid.*, pp. 62–3.
- (45) *Codex epistolaris carolinus*, Nos. 8, 11, 21, 28, 29, 32, 36, 37, 42, 44.
- (46) Josef Deér, *ibid.*, p. [33] (242).
- (47) Werner Ohnsorge, Der Patricius-Titel Karls des Grossen, *Byzantinische Zeitschrift* 53, 1960, pp. 300–21, at p. 304.
- (48) P. E. Schramm : Das Versprechen Pippins und Karls des Großen für die Römische Kirche, in : Z. R. G. 71, Kan. Abt. 27, 1938, pp. 180–217, at p. 213, Werner Ohnsorge,

- ibid.*, p. 303.
- (49) Werner Ohmsorge, *ibid.*, pp. 303-4, Josef Deér, *ibid.*, pp. [42/43] (255) - [43/44] (256), Erich Caspar, *Geschichte des Papsttums* vol. 2, Verlag von J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1933, p. 335.
- (50) *Codex epistolaris carolinus*, No. 12, p. 508, l. 15-6.
- (51) *Ibid.*, No. 32, p. 539, l. 5-6.
- (52) *Ibid.*, No. 52, p. 574, l. 6-7, No. 54, p. 577, l. 9.
- (53) *Liber Pontificalis* I, ed., Duchesne, pp. 444-6, Herwig Wolfram, *ibid.*, p. 231, Werner Ohmsorge, *ibid.*, p. 304.
- (54) Franz Dölger, *Byzantinische Zeitschrift*, Begründet von Karl Krumbacher, mit Unterstützung Zahlreicher Fachgenossen Herausgegeben, 1952, pp. 188-9: 大正四十二年「マレニマ公シバトの任命に關し」榮譽称号の伝達を皇帝コンスタンヌス二世の代理としてマレニマ総大司教 Nenses が行った。
- (55) F. L. Ganshof, *ibid.*, p. 276.
- (56) Herwig Wolfram, *ibid.*, p. 232.
- (57) *Ibid.*, p. 232.
- (58) Josef Deér, *ibid.*, p. [49/50] (263).
- (59) Paulus diaconus, *Historia langobardorum*, ed., G. Watz, *MGH Scriptores rerum Langobardicarum et Italicarum saec. VI-IX*, Hannover, 1878, p. 183.
- (60) Josef Deér, *ibid.*, p. [62/63] (279).
- (61) 註(10)参照。
- (62) *DKar.* I, 八五、八六番は同一日に発行されているが、
 認証者名は八五番のみ。
 (63) Rosamond McKitterick, *Charlemagne: the Formation of a European Identity*, Cambridge University Press, 2008, p. 210.
- (64) ロンジャー・ロリヌスは、証書八〇番の発給日が七四四年六月五日とハツヴァア陥落の六月七日よりも前であることから「ランゴバルド人の王」の称号をいち早く採用した最も信頼のおける証書は八一番として、Roger Collins, *ibid.*, pp. 61-2.
- (65) Bernard S. Bachrach, *Charlemagne's Early Campaigns (768-777)*, Brill, 2013, p. 274.
- (66) *Ibid.*, pp. 388-9.
- (67) *Ibid.*, p. 345.
- (68) Marios Costambeys, *ibid.*, p. 2, Eduard Hlawitschka, *Franken, Alemannen, Bayern und Burgunder in Oberitalien (774-962)*, Eberhard Albert, Freiburg, 1960, p. 19.
- (69) Marios Costambeys, *ibid.*, p. 323, Thomas F. X. Noble, *ibid.*, pp. 157-9.
- (70) *DKar.* I, 八五番の認証者 Lutherius と Hitherius³ Frado と Rado⁴ 八四-b、九二、九四、九五、一〇一、一〇四番の Uigbaldus⁵ 九八番の Guigbald⁶ 九九番の Guigbaldus⁷ 一〇五番の Wigbald と Wigbaldus⁸ 一〇一〇番の Hitherus と一〇六番の Hitherius と Hitherius とを挙げた。
- (71) Rosamond McKitterick, *ibid.*, pp. 205-6.
- (72) *DKar.* I, Nos. 84_b, 104, 105.

- (73) Herwig Wolfram, *ibid.*, p. 226, n. 8; Sickel, *Acta Karolinarum* I, 259.
- (74) *DKar.* I, p. 77.
- (75) Herwig Wolfram, *ibid.*, p. 226.
- (76) *DKar.* I, Nos. 97, 103, 106, 107.
- (77) *DKar.* I, Nos. 84 a, b, 87, 88, 92, 93, 94, 101, 102. 厳密に言えば、証書八四番は「サン・トニ修道院長フルラドが建てた附属修道院宛であるが、フランクはサン・トニ修道院宛として扱う。
- (78) 「ヴェルブリー」は、複写段階で加筆・修正されたものとみられる。
- (79) 彼の所有するフランクの土地のドミニウムでも修道院を建てることができ、建てられた修道院は教皇直轄の裁判権下に置かれ、いかなる他の司教もそれを「保護 (dicio)」下に置くことはできず、助祭や司祭も修道士に命令できず、修道院長に招かれなければ、何もあてられないうちの (Barbara H. Rosenwein, *Association through Exemption: Saint-Denis, Salomes, and Metz, Vom Kloster zum Klosterverband. Das Werkzeug der Schriftlichkeit: Akten des internationalen Kolloquiums des Projekts L 2 im SFB 231 (22.-23. Februar 1996)*, München, 1997, ed., Hagen Keller, pp. 68-87, at pp. 70-1).
- (80) Bernard Bachrach, *ibid.*, p. 163.
- (81) *Ibid.*, p. 187.
- (82) *Ibid.*, p. 431.

カール大帝による「ローマ人のパトリキウス」称号の受容をめぐって

- (83) *Ibid.*, p. 418.
- (84) *Ibid.*, pp. 423-4, 431.
- (85) *Ibid.*, p. 455, no. 107.
- (86) *DKar.* I, Nos. 81, 97.
- (87) *DKar.* I, Nos. 98, 99.
- (88) *DKar.* I, Nos. 108, 109.
- (89) 当該期間に発行された三通のうち、修道院または修道院長以外に宛てたものは三通である。それらは教会宛てであるが、そのうちの二通の教会の実質的所有者はサン・トニ修道院長フルラドである。当該期間外の証書に関しては、教会や個人に宛てたものが増えるが、それでも八割程度は修道院関連である。
- (90) Mayke de Jong, Chapter 23 *Carolingian Monasticism: The Power of Prayer. The New Cambridge Medieval History, vol. II: c. 700-c. 900*, ed., Rosamond McKitterick, Cambridge University Press, 1995, pp. 622-53, at p. 625, no. 11; Semmler, 'Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik', ed., A. Borst, *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau* (Vaf 20), Sigmaringen, 1974, pp. 305-95, at pp. 388-9.
- (91) *DKar.* I, No. 96.
- (92) Rosamond McKitterick, *ibid.*, p. 202.
- (93) *Ibid.*, p. 204, no. 216; *DKar.* I, No. 144, and *CHLA* XII, No. 538, Marburg, Hessisches Staatsarchiv, Kaiserrieden Hersfeld 782. VII. 28. On local notaries involved in monastic charter production see R. McKitterick, *The*

Carolingians and the written word (Cambridge, 1989), pp. 77-134.

- (94) 教皇ハドリアヌス一世は、イタリア半島の東の付け根に位置するモンセーリチエ、マントヴァ、パルマ、ベルチエート、ルーニを結ぶ線(ルーニーモンセーリチエ線)の南側をローマ教会に渡すようカール大帝に要求した: *Liber Pontificalis, Vita Hadrianus I*, p. 498, Bernard S. Bachrach, *ibid.*, p. 377, Thomas F. X. Noble, *ibid.*, pp. 84-6.

- (95) Bernard S. Bachrach, *ibid.*, p. 425.

- (96) 表向きはローマ教会の窮状を救うためであったが、カール大帝自身の事情も大きくかかわっていた。このときランゴバルド王デシデリウスは、自身の娘であるカールマンの未亡人とその息子たちを保護しており、その子らに塗油を施すようハドリアヌスに強く迫っていた。これは、カールマンの王国を併合したカール大帝にとって自身の王位を脅かす深刻な事態だった: Thomas F. X. Noble, *ibid.*, p. 132, Bernard S. Bachrach, *ibid.*, p. 267.

- (97) Roger Collins, *ibid.*, p. 63.